

改定版 足場の組立て等作業
能力工場教育用テキスト No.133640

<新旧対照表> 改訂6版 令和6年1月10日

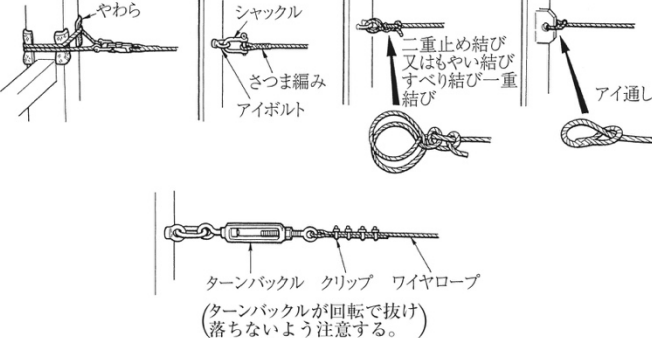
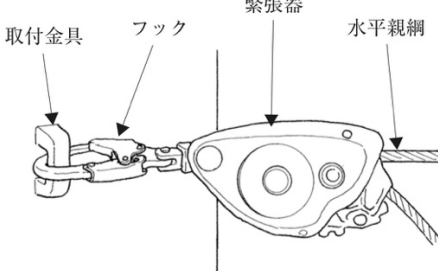
【補足事項】※「旧版」から「新版」への文章の修正・追加・削除部分は、下線部を参照してください。

※誤字・脱字および奥付等の軽微な修正は割愛します。

※参考等の法令改正は引用先となる「発翰番号」「表題」のみ掲載します。

(旧版) 改訂5版 (令和5年8月7日) No.133630	(新版) 改訂6版 (令和6年1月10日) No.133640
[表記・用語の統一]	
※旧版から新版への変更にあたり、表記・用語の統一をしたものではありません。	

(旧版) 改訂5版 (令和5年8月7日)			(新版) 改訂6版 (令和6年1月10日)		
頁	箇所	内容	頁	箇所	内容
表紙		(赤枠を部分を修正)	表紙		
扉		(赤枠を部分を削除)	扉		
まえがき	上から 10行目	また、 <u>足場の組立て等の作業では、・・・</u> 平成27年9月	まえがき	上から 10行目	また、令和5年3月には、①一側足場の使用範囲の明確化、②足場点検時の点検者の指名、③足場の組立て後等の点検者の氏名の記録、保存が義務化されました。 <u>足場の組立て等の作業では、・・・</u> 令和5年12月

(旧版) 改訂5版(令和5年8月7日)			(新版) 改訂6版(令和6年1月10日)		
頁	箇所	内容	頁	箇所	内容
目次	第6章	(赤枠を部分を修正)	目次	第6章	
		第3節 労働安全衛生規則(抄)..... 251 第4節 主要行政通知..... 272 1. 足場の組立て等作業主任者能力向上教育について..... 272 2. 労働安全衛生規則の一部を改正する省令の施行について..... 274 3. 足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱の改正について..... 286 4. 足場の組立て等業務に係る特別教育規程..... 298			第3節 労働安全衛生規則(抄)..... 251 第4節 主要行政通知..... 272 1. 足場の組立て等作業主任者能力向上教育について..... 272 2. 足場からの墜落・転落災害防止の充実に係る労働安全衛生規則の一部を改正する省令の施行について..... 274 3. 足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱の改正について..... 277 4. 安全衛生特別教育規程..... 289
15	下から 2行目	安全荷重 200kg に対し、安全率は約5倍の 1,000kg である。材質はアルミ合金製で軽量のため、運搬・取り付け、取り外しが一人で短時間に行える。	15	下から 2行目	材質はアルミ合金製で軽量のため、運搬・取り付け、取り外しが一人で短時間に行える。
31	図 1-34	(図の変更)	31	図 1-34	
		 <p>図 1-34 親網緊結の例</p>			 <p>図 1-34 親網緊結の例</p>
47	下から 3行目	風荷重に対する足場の強度等は、1999年に(一社)仮設工業会から発行された「風荷重に対する足場の安全技術指針」に記載されているので、詳細については同指針を参照されたい。	47	下から 3行目	風荷重に対する足場の強度等は、(一社)仮設工業会から発行された「改訂 風荷重に対する足場の安全技術指針」に記載されているので、詳細については同指針を参照されたい。

頁	箇所	内容	頁	箇所	内容
69	表 2-13	(赤枠を部分を修正)	69	表 2-13	

表2-13 足場の用途別・構造別分類

表2-13 足場の用途別・構造別分類

用途別	高層建築物 外壁工事用 (足場の高さ が31mを超 える場合)	中層建築物 外壁工事用 (足場の高さ が31m以下 の場合)	住宅工事用 (高さ10m以 下の場合)	内部工事用	躯体工事用	橋梁補修用
支 柱 足 場	本足場	・わく組足場 ・張出し足場	・わく組足場 ・張出し足場 ・くさび緊結 式足場 ・単管足場	・くさび緊結 式足場 ・単管足場	・わく組足場 ・くさび緊結 式足場 ・単管足場	・わく組足場 ・くさび緊結 式足場 ・単管足場
	一側 足場		・くさび緊結 式一側足 場 ・ブラケット 一側足場	・くさび緊結 式一側足 場 ・ブラケット 一側足場	・くさび緊結 式一側足 場 ・ブラケット 一側足場	・くさび緊結 式一側足 場 ・ブラケット 一側足場
	棚足場			・わく組足場 ・くさび緊結 式足場 ・単管足場		
つり足場					・つり棚足場 ・つりわく 足場	・つり棚足場
機械足場	・機械駆動式 足場 ・ゴンドラ	・機械駆動式 足場 ・ゴンドラ				
その他				・移動式足場 ・脚立足場 ・移動式室内 足場		

用途別	高層建築物 外壁工事用 (足場の高さ が31mを超 える場合)	中層建築物 外壁工事用 (足場の高さ が31m以下 の場合)	住宅工事用 (高さ10m以 下の場合)	内部工事用	躯体工事用	橋梁補修用
支 柱 足 場	本足場	・わく組足場 ・張出し足場	・わく組足場 ・張出し足場 ・くさび緊結 式足場 ・単管足場	・くさび緊結 式足場 ・単管足場	・わく組足場 ・くさび緊結 式足場 ・単管足場	・わく組足場 ・くさび緊結 式足場 ・単管足場
	一側 足場 ※注		・くさび緊結 式一側足 場 ・ブラケット 一側足場	・くさび緊結 式一側足 場 ・ブラケット 一側足場	・くさび緊結 式一側足 場 ・ブラケット 一側足場	・くさび緊結 式一側足 場 ・ブラケット 一側足場
	棚足場			・わく組足場 ・くさび緊結 式足場 ・単管足場		
つり足場					・つり棚足場 ・つりわく 足場	・つり棚足場
機械足場	・機械駆動式 足場 ・ゴンドラ	・機械駆動式 足場 ・ゴンドラ				
その他				・移動式足場 ・脚立足場 ・移動式室内 足場		

※令和6年4月1日以降、幅が1m以上の箇所において足場を使用するときは、原則として本足場を使用する必要がある。なお、幅が1m未満の場合であっても、可能な限り本足場を使用していくこと。(安衛規則 第561条の2)

73	表 2-14	(赤枠を部分を修正)	73	表 2-14	
----	--------	------------	----	--------	--

昇降階段

・わく組足場の昇降に使用する階段は、踏板の幅が350mm以上、踏面寸法が180mm以上で、蹴上げが等間隔の階段わくを使用する。

・構造、寸法等については、(一社)仮設工業会「階段枠」の認定基準がある。

・階段わくを設置した箇所には、高さ90cm以上の手すり、高さ35～50cmの位置に中棧を設ける。

昇降階段

・階段の蹴上げ高さは、足場先行工法ガイドラインは「30cm以下」、(一社)仮設工業会の仮設機材認定基準では「35cm以下」となっている。また、踏面の大きさ(奥行)は、足場先行工法ガイドラインは「20cm以上」、(一社)仮設工業会の仮設機材認定基準では「18cm以上」となっている。

・構造、寸法等については、(一社)仮設工業会「階段枠」の認定基準がある。

・階段わくを設置した箇所には、高さ90cm以上の手すり、高さ35～50cmの位置に中棧を設ける。

(旧版) 改訂 5 版 (令和 5 年 8 月 7 日)			(新版) 改訂 6 版 (令和 6 年 1 月 10 日)														
頁	箇所	内容	頁	箇所	内容												
78	表 2-18	(赤枠を部分を修正)	78	表 2-18													
<p>表 2-18 つりわく足場の構成部材及び用途等</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>構成部材等</th> <th>用途、特徴等</th> <th>図 例</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>つりわく</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・つりわくは、つり材、けた材及び手すり柱より構成されたもので、専用の取付けボルトで鉄骨梁等に取り付ける。 〈構造及び寸法〉 ・桁材：有効部の長さ a 400mm以上600mm以下 ・手すり柱：高さ b 1,000mm以下 ・手すり取付金具位置 高さ c 900mm以下 (a, b, c は、右図を参照) </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table>			構成部材等	用途、特徴等	図 例	つりわく	<ul style="list-style-type: none"> ・つりわくは、つり材、けた材及び手すり柱より構成されたもので、専用の取付けボルトで鉄骨梁等に取り付ける。 〈構造及び寸法〉 ・桁材：有効部の長さ a 400mm以上600mm以下 ・手すり柱：高さ b 1,000mm以下 ・手すり取付金具位置 高さ c 900mm以下 (a, b, c は、右図を参照) 		<p>表 2-18 つりわく足場の構成部材及び用途等</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>構成部材等</th> <th>用途、特徴等</th> <th>図 例</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>つりわく</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・つりわくは、つり材、けた材及び手すり柱より構成されたもので、専用の取付けボルトで鉄骨梁等に取り付ける。 〈構造及び寸法〉 ・桁材：有効部の長さ a 400mm以上600mm以下 ・手すり柱：高さ b 1,000mm以下 ・手すり取付金具位置 高さ c 900mm以下 (a, b, c は、右図を参照) </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table>			構成部材等	用途、特徴等	図 例	つりわく	<ul style="list-style-type: none"> ・つりわくは、つり材、けた材及び手すり柱より構成されたもので、専用の取付けボルトで鉄骨梁等に取り付ける。 〈構造及び寸法〉 ・桁材：有効部の長さ a 400mm以上600mm以下 ・手すり柱：高さ b 1,000mm以下 ・手すり取付金具位置 高さ c 900mm以下 (a, b, c は、右図を参照) 	
構成部材等	用途、特徴等	図 例															
つりわく	<ul style="list-style-type: none"> ・つりわくは、つり材、けた材及び手すり柱より構成されたもので、専用の取付けボルトで鉄骨梁等に取り付ける。 〈構造及び寸法〉 ・桁材：有効部の長さ a 400mm以上600mm以下 ・手すり柱：高さ b 1,000mm以下 ・手すり取付金具位置 高さ c 900mm以下 (a, b, c は、右図を参照) 																
構成部材等	用途、特徴等	図 例															
つりわく	<ul style="list-style-type: none"> ・つりわくは、つり材、けた材及び手すり柱より構成されたもので、専用の取付けボルトで鉄骨梁等に取り付ける。 〈構造及び寸法〉 ・桁材：有効部の長さ a 400mm以上600mm以下 ・手すり柱：高さ b 1,000mm以下 ・手すり取付金具位置 高さ c 900mm以下 (a, b, c は、右図を参照) 																
99	N0.8 表内	ウ 階段の蹴上は 30 cm以下、踏面寸法は <u>18 cm以上とする。</u>	99	N0.8 表内	ウ 階段の蹴上げ高さは、足場先行工法ガイドラインは「30cm 以下」、(一社) 仮設工業会の仮設機材認定基準では「35cm 以下」となっている。												
105	N0.9 表内	③ 階段の蹴上は 30 cm以下、踏面は 18 cm以上とする。	105	N0.9 表内	③ 階段の蹴上げ高さは、足場先行工法ガイドラインは「30cm 以下」、(一社) 仮設工業会の仮設機材認定基準では「35cm 以下」となっている。 また、踏面の大きさ (奥行) は、足場先行工法ガイドラインは「20cm 以上」、(一社) 仮設工業会の仮設機材認定基準では「18cm 以上」となっている。												
112	N0.8 表内	① 階段は、原則として踏面 20 cm以上、蹴上の高さ 30 cm以下とし、手すり、中棧を設置する。(足場先行工法ガイドラインより)	112	N0.8 表内	① 階段の蹴上げ高さは、足場先行工法ガイドラインは「30cm 以下」、(一社) 仮設工業会の仮設機材認定基準では「35cm 以下」となっている。 また、踏面の大きさ (奥行) は、足場先行工法ガイドラインは「20cm 以上」、(一社) 仮設工業会の仮設機材認定基準では「18cm 以上」となっている。												

(旧版) 改訂5版 (令和5年8月7日)			(新版) 改訂6版 (令和6年1月10日)		
頁	箇所	内容	頁	箇所	内容
114	図2-70	(赤枠を部分を修正)	114	図2-70	
<p>図2-70 荷受け架台の例</p>			<p>図2-70 荷受け架台の例</p>		
134	2行目	1. 足場ごとの墜落防止措置 (平成21.6.1施行)	134	2行目	1. 足場ごとの墜落防止措置
138	1行目	2. 労働安全衛生規則の一部を改正する省令 (平成27.7.1施行)	138	1行目	2. 労働安全衛生規則の一部を改正する省令 (平成27.3.5公布)
144	上から2行目	(「足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱の改正について」別添：平成27年5月20日基安発0520第1号 P-286参照)	144	上から2行目	(「足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱の改正について」別添：令和5年3月14日基安発0314第2号 P-277参照)

(旧版) 改訂5版(令和5年8月7日)			(新版) 改訂6版(令和6年1月10日)		
頁	箇所	内容	頁	箇所	内容
145	上から 6行目	3) 足場等の安全点検の確実な実施 足場等の点検に当たっては、足場等の種類等に応じたチェックリストを作成し、それに基づき点検を行うこと。足場ごとの点検表(例)は、「第2章第6節3. 各種足場の組立て等の保守管理(点検表)」を参照のこと。	145	上から 6行目	3) 足場等の安全点検の確実な実施 <u>(1) チェックリストに基づく点検</u> 足場等の点検に当たっては、足場等の種類等に応じたチェックリストを作成し、それに基づき点検を行うこと。足場ごとの点検表(例)は、「第2章第6節3. 各種足場の組立て後等の保守管理(点検表) P.149」を参照のこと。 <u>(2) 点検者の指名</u> <u>① 足場等の組立て・変更時等の点検者</u> については、足場の組立て等作業主任者であって、足場の組立て等作業主任者能力向上教育を受講している者等、十分な知識・経験を有する者から指名する。 <u>② 作業開始前の点検は、職長等当該足場を使用する労働者の責任者から指名する。</u>
147	上から 6行目	(4) <u>手すり</u> 、中棧等の足場用墜落防止設備の取り外し及び脱落の有無	147	上から 6行目	(4) 足場用墜落防止設備の取り外し及び脱落の有無
148	囲み文 1行目	足場の点検時には点検者の指名が必要になる 点検者について 事業者又は注文者が行う足場の組立て、一部解体又は一部変更の後の点検は、・・・ 点検者の記録、保存 点検を行ったときは、点検の結果、・・・	148	囲み文 1行目	足場の点検時には点検者の指名等が必要となる 点検者について 事業者又は注文者が行う足場の組立て、一部解体又は一部変更の後等の点検は、・・・ 点検者の記録、保存 <u>足場の組立て後等の点検を行ったときは、・・・</u>
150	表 2-22 ①	(赤枠部分を変更)	150	表 2-22 ①	
	手すり(裏面)	21 裏側手すり(上横、中横、幅木)を取り付けているか		手すり(裏面)	21 裏面等には、床付きをわくから60cm(安全側)では35cm以上以上の高さに手すり、高さ35cm～50cmの位置に中横が設けられているか
152	下から 2行目	建設業労働災害防止協会においては、「施工管理者等のための足場点検実務研修」を実施しており、これを受けた者は十分な知識・経験を有する者に挙げられる。	152	下から 2行目	建設業労働災害防止協会においては、「施工管理者等のための足場点検実務者研修」を実施しており、これを受けた者は十分な知識・経験を有する者に挙げられる。

(旧版) 改訂5版(令和5年8月7日)

(新版) 改訂6版(令和6年1月10日)

頁	箇所	内容
155	表 2-24 ①	(赤枠部分を変更)

頁	箇所	内容
155	表 2-24 ①	

3) ブラケット一側足場の点検表

表 2-24 足場の組立て後等の点検表(ブラケット一側足場の例) ①

点検回数: 回目	
工事名:	組立開始日: 年 月 日 点検日: 年 月 日(曜日)
工 期:	点検実施理由:(組立後・一部解体・変更後・悪天候後・地震後・定期・その他)、その詳細()
事業場名:(元 請)	足場の用途: 確認印
組立て事業者:	足場の概要:(高さ m、延べ幅 m)(層数、スパン数)、設置面状態()
作業主任者:	点検者氏名:
点検実施者:	事業者 点検者経験等(修了証番号等): 注文者

3) ブラケット一側足場の点検表

表 2-24 足場の組立て後等の点検表(ブラケット一側足場の例) ①

点検回数: 回目	
工事名:	組立開始日: 年 月 日 点検日: 年 月 日(曜日)
工 期:	点検実施理由:(組立後・一部解体・変更後・悪天候後・地震後・定期・その他)、その詳細()
事業場名:(元 請)	足場の用途: 確認印
組立て事業者:	足場の概要:(高さ m、幅 m)(層数、スパン数)、設置面状態()
作業主任者:	点検者氏名:
点検実施者:	事業者 点検者経験等(修了証番号等): 注文者

点検項目	点 検 内 容	良否	補修内容(補修方法)	是正日	点検者確認
設計・計画時及び部材	足場の組立図を作成しているか				
	①床材と建地は隙間なく設置しているか				
	②作業の性質上①の要件を満たすことが困難な場合など※1に、その箇所に防網を張る等しているか 一 困難な場合()				
	足場の後縁み側に手すり等及び中核(高さ35～50cmの位置等)に加え、「幅木等」を設置しているか				
	部材(床材、建地、布、ブラケット、手すり等、固定型ベース金具等の脚部、補強材等は計画通りか				
部材(床材、建地、布、ブラケット、単管ジョイント、緊結金具等)の損傷及び腐食					
足場部材として決められたものが使用されているか(摩擦型単管ジョイントは摩擦型は不可)					
基礎	敷板、敷角に沈下等の異常はないか				
	脚部に固定型ベース金具が使用されているか				
	固定型ベース金具は敷板に釘付けされているか				
	横がらみは、所定の位置に直交型緊結金具で緊結されているか				
	建地の下部には、敷板と直角方向に壁つなぎが取り付けられているか				
建地	建地の設置間隔(1.85m以下)はよいか				
	建地の接続部は単管ジョイントが用い、完全にロックされているか(摩擦型は不可)				
	建地の接続部は千鳥配置になっているか				
	足場の高さは15m以下か。15mを超える場合、建地は2本組になっているか				
布	地上第一の布は、基礎部から2m以下の高さに設けているか				
	布は、水平に直交型緊結金具で建地に緊結されているか				
	布の上下間隔は、1.8m以下になっているか				
	布の接続部は単管ジョイントを用い、完全にロックされているか				
	布の接続部は、千鳥に配置されているか				

点検項目	点 検 内 容	良否	補修内容(補修方法)	是正日	点検者確認
設計・計画時及び部材	足場の組立図を作成しているか				
	①床材と建地は隙間なく設置しているか				
	②作業の性質上①の要件を満たすことが困難な場合など※1に、その箇所に防網を張る等しているか 一 困難な場合()				
	足場の後縁み側に手すり等及び中核(高さ35～50cmの位置等)に加え、「幅木等」を設置しているか				
	部材(床材、建地、布、ブラケット、手すり等、ベース金具等の脚部、補強材等は計画通りか				
	部材(床材、建地、布、ブラケット、単管ジョイント、緊結金具等)の損傷及び腐食がないか				
足場部材として決められたものが使用されているか(摩擦型単管ジョイントは使用不可)					
幅が1メートル以上の箇所においては、本足場を使用しているか。					
基礎	敷板、敷角に沈下等の異常はないか				
	脚部に固定型ベース金具が使用されているか				
	固定型ベース金具は敷板に釘付けされているか				
	横がらみは、所定の位置に直交型緊結金具で緊結されているか				
	建地の下部には、敷板と直角方向に壁つなぎが取り付けられているか				
建地	建地の設置間隔(1.85m以下)はよいか				
	建地の接続部は単管ジョイントが用いられているか(摩擦型は不可)				
	建地の接続部は完全にロックされているか				
	建地の接続部は千鳥配置になっているか				
	足場の高さは15m以下か。15mを超える場合、建地は2本組になっているか				
	地上第一の布は、基礎部から2m以下の高さに設けているか				
布	布は、水平に直交型緊結金具で建地に緊結されているか				
	布の上下間隔は、1.8m以下になっているか				
	布の接続部は単管ジョイントを用い、完全にロックされているか				
	布の接続部は、千鳥に配置されているか				

(旧版) 改訂5版(令和5年8月7日)

(新版) 改訂6版(令和6年1月10日)

頁	箇所	内容
156	表 2-24 ②	(赤枠部分を変更)

頁	箇所	内容
156	表 2-24 ②	

表2-24 足場の組立て後等の点検表(ブラケット側足場の例) ②

点検項目	点検内容	良否	補修内容(補修方法)	是正日	点検者確認
ブラケット	20				
	21				
	22				
大筋かい	23				
	24				
架結金具	25				
	26				
作業床	27				
	28				
手すり、中棧	31				
	32				
壁つなぎ又は控え	33				
	34				
	35				
	36				
昇降設備	37				
	38				
落下物防止用	39				
	40				
幅木	41				
	42				
メッシュシート	43				
	44				
防網	45				
	46				
安全帯取付設備等	47				
	48				
手すり等の取り外し	49				
	50				
点検	51				
	52				
その他	53				
	54				

※1～※3はむね足場の点検表を参照のこと

表2-24 足場の組立て後等の点検表(ブラケット側足場の例) ②

点検項目	点検内容	良否	補修内容(補修方法)	是正日	点検者確認
ブラケット	22				
	23				
	24				
大筋かい	25				
	26				
架結金具	27				
	28				
作業床	29				
	30				
手すり、中棧	31				
	32				
壁つなぎ又は控え	33				
	34				
	35				
	36				
昇降設備	37				
	38				
落下物防止用	39				
	40				
幅木	41				
	42				
メッシュシート	43				
	44				
防網	45				
	46				
安全帯取付設備等	47				
	48				
手すり等の取り外し	49				
	50				
点検	51				
	52				
その他	53				
	54				

(旧版) 改訂 5 版 (令和 5 年 8 月 7 日)

(新版) 改訂 6 版 (令和 6 年 1 月 10 日)

頁	箇所	内容
159	表 2-26 ①	(赤枠部分を変更)

頁	箇所	内容
159	表 2-26 ①	

5) 低層住宅工用くさび緊結式足場の点検表

5) 低層住宅工用くさび緊結式足場の点検表

表 2-26 足場の組立て後等の点検表 (低層住宅工用くさび緊結式足場の例) ①

表 2-26 足場の組立て後等の点検表 (低層住宅工用くさび緊結式足場の例) ①

工事名:	組立開始日: 年 月 日	点検日: 年 月 日 (曜日)	点検回数: 回目
工 種:	点検実施理由: (組立後・一部解体・変更後・悪天候後・地震後・定期・その他)、その詳細 ()		
事業場名: (元 掛)	足場の用途: () 確認印		
組立て事業者:	足場の概要: (高さ m、延べ幅 m) (層数、スパン数)、設置面状態 ()		
作業主任者:	点検者氏名: ()		
点検実施者:	事業者 注文者	点検者経験等 (修了証番号等): ()	

工事名:	組立開始日: 年 月 日	点検日: 年 月 日 (曜日)	点検回数: 回目
工 種:	点検実施理由: (組立後・一部解体・変更後・悪天候後・地震後・定期・その他)、その詳細 ()		
事業場名: (元 掛)	足場の用途: () 確認印		
組立て事業者:	足場の概要: (高さ m、幅 m) (層数、スパン数)、設置面状態 ()		
作業主任者:	点検者氏名: ()		
点検実施者:	事業者 注文者	点検者経験等 (修了証番号等): ()	

点検項目	点 検 内 容	良否	補修内容 (補修方法)	是正日	点検者確認
設計・計画時及び部材	1 足場の組立図を作成しているか ①床材と建地との隙間は12cm未満になっているか ②作業の性質上①の要件を満たすことが困難な場合※1に、その箇所に防網を張る等しているか → 図例な場合 ()				
	2 足場の後部み側に手すり等及び中枝(高さ35~50cmの位置)等に加え、「幅木等」を設置しているか				
	3 床付き布わく、支柱、布、腕木、手すり等、ねじ管式ジャッキ型ベース金具等の部材 (床付き布わく、支柱、布、腕木、手すり等、ねじ管式ジャッキ型ベース金具等)の損傷及び腐食がないか				
	4 足場部材として決められたものが使用されているか				
	5 数枚、数角に以下等の異常はないか				
	6 支柱の脚部(ねじ管式ジャッキ型ベース金具)が使用されているか				
基礎	7 ねじ管式ジャッキ型ベース金具は数枚に釘付けされているか				
	8 ねじ管式ジャッキ型ベース金具は数枚に釘付けされているか				
	9 ねじ管式ジャッキ型ベース金具は数枚に釘付けされているか				
架設部付き支柱	10 ねじ管式ジャッキ型ベース金具は数枚に釘付けされているか				
	11 支柱の設置間隔(桁行方向)1.85m以下、梁間方向1.5m以下はよい				
布	12 支柱の接続部はピン差し等による抜け止めが行われているか				
	13 地上第一の布は、基礎部から2m以下、若しくは(建地(架設部付き支柱)が2本組の足場又は隣接する面が架設されている構造の足場の場合は、2.3m以下の高さ)に設けているか				
	14 布の上下方向の間隔は、2m以下となっているか				
腕木 (緊結部付ブラケット)	15 布の両端のくさびは、建地の緊結部にゆるみなく(堅固)に打ち込まれているか				
	16 布は、各層、各スパンに設けられているか				
	17 腕木は、建地と布の交点付近に設けられているか				
	18 腕木の両端のくさびは、建地の緊結部にゆるみなく(堅固)に打ち込まれているか				
筋かい	19 腕木は各層、各スパンに設けられているか				
	20 腕木の垂直方向の間隔は2m以下ごと設けられているか				
	21 大筋かいは、単管足場用鋼管を使用し、水平に対し約45度のこう配で全層金スパン以内層に1本の割合で足場の外側面に設けられているか				
	22 くさび緊結式足場用専用斜材を設ける場合は、水平に対し約45度の角度で、原則として連続して足場の外側面に設けられているか				
	23 大筋かいは専用筋かいは、支柱にゆるみなく(堅固)に取り付けられているか				
	24 大筋かいは、建地と布の交点付近に設けられているか				
	25 緊結金具による緊結部は、雨定線の締め付けトルクで堅固に緊結されているか				

点検項目	点 検 内 容	良否	補修内容 (補修方法)	是正日	点検者確認
設計・計画時及び部材	1 足場の組立図を作成しているか ①床材と建地との隙間は12cm未満になっているか ②作業の性質上①の要件を満たすことが困難な場合※1に、その箇所に防網を張る等しているか → 図例な場合 ()				
	2 足場の後部み側に手すり等及び中枝(高さ35~50cmの位置)等に加え、「幅木等」を設置しているか				
	3 床付き布わく、支柱、布、腕木、手すり等、ベース金具等の部材、補修材等は計画通りか				
	4 部材 (床付き布わく、支柱、布、腕木、手すり等、ベース金具等)の損傷及び腐食がないか				
	5 足場部材として決められたものが使用されているか				
	6 数枚、数角に以下等の異常はないか				
基礎	7 支柱の脚部(ねじ管式ジャッキ型ベース金具)が使用されているか				
	8 ねじ管式ジャッキ型ベース金具は数枚に釘付けされているか				
	9 ねじ管式ジャッキ型ベース金具は数枚に釘付けされているか				
架設部付き支柱	10 ねじ管式ジャッキ型ベース金具は数枚に釘付けされているか				
	11 支柱の設置間隔(桁行方向)1.85m以下、梁間方向1.5m以下はよい				
布	12 支柱の接続部はピン差し等による抜け止めが行われているか				
	13 地上第一の布は、基礎部から2m以下、若しくは(建地(架設部付き支柱)が2本組の足場又は隣接する面が架設されている構造の足場の場合は、2.3m以下の高さ)に設けているか				
	14 布の上下方向の間隔は、2m以下となっているか				
腕木 (緊結部付ブラケット)	15 布の両端のくさびは、建地の緊結部にゆるみなく(堅固)に打ち込まれているか				
	16 布は、各層、各スパンに設けられているか				
	17 腕木は、建地と布の交点付近に設けられているか				
	18 腕木の両端のくさびは、建地の緊結部にゆるみなく(堅固)に打ち込まれているか				
筋かい	19 腕木は各層、各スパンに設けられているか				
	20 腕木の垂直方向の間隔は2m以下ごと設けられているか				
	21 大筋かいは、単管足場用鋼管を使用し、水平に対し約45度のこう配で全層金スパン以内層に1本の割合で足場の外側面に設けられているか				
	22 くさび緊結式足場用専用斜材を設ける場合は、水平に対し約45度の角度で、原則として連続して足場の外側面に設けられているか				
	23 大筋かいは専用筋かいは、支柱にゆるみなく(堅固)に取り付けられているか				
	24 大筋かいは、建地と布の交点付近に設けられているか				
	25 緊結金具による緊結部は、雨定線の締め付けトルクで堅固に緊結されているか				

161 表 2-27 (赤枠部分を変更)

161 表 2-27

手すり、中枝	20 手すりの高さは、作業床から90cm(安全柵では85cm以上)以上とし、高さ35cm~50cmの位置に中枝が設けられているか				
	21 張り出し材の先端部には幅木が設けられているか				
	22 裏面等に手すり及び中枝、幅木が設けられているか				

足場の脚部	22 ベース金具は、所定の位置に釘付け等により固定されているか				
	23 土部足場の脚部付近に壁つなぎが設けられているか				

(旧版) 改訂5版(令和5年8月7日)

(新版) 改訂6版(令和6年1月10日)

頁	箇所	内容
165	表 2-29 ②	(赤枠部分を削除)

頁	箇所	内容
165	表 2-29 ②	

表 2-29 足場の組立て後等の点検表(つり棚足場の例) ②

点検項目	点検内容	良否	補修内容(補修方法)	是正日	点検者確認
振れ止め	25 つり棚足場は、鉄骨柱より振れ止めが取られているか				
部材の緊結部	26 緊結金具による緊結部は、所定の締め付けトルクで緊固に緊結されているか				
	27 各部材間の緊結部にゆるみはないか				
安全ネット等	28 つり棚足場の下部全面に安全ネットが張られているか				
	29 つり棚足場の外部には、建築工事用垂直ネットが張られているか				
落下物防止用 幅木、防網	30 幅木(高さ10cm以上)、防網等は計画通りか				
	31 幅木等は取り外されていないか				
メッシュシート	32 幅木は手すり柱に確実に取り付けられているか				
	33 防網のつり綱は確実に緊結されているか				
安全帯取付 設備等	34 安全帯を安全に取り付けるための設備等※2を設け、労働者に安全帯を使用させているか				
	35 作業の必要上臨時に手すり等を取り外す場合、関係労働者以外の労働者を立ち入らせないこととしているか				
手すり等の 取り外し	36 手すり等を取り外す必要がなくなった後、直ちに原状に戻しているか				
	37 作業開始前に、墜落防止設備に関する点検を実施しているか				
点検	38 足場の組立て等作業主任者であって、足場の組立て等作業主任者能力向上教育を受講している者等の十分な知識、経験を有する者※3が点検しているか				
	39 強風、大雨、大雪等の悪天候若しくは中震以上の地震の後、異常を認めたときは、直ちに補修しているか				
	40 最大積載荷重は表示されているか				
その他	41 特別教育を受けた労働者が足場の組立て等の業務を実施したか				

※2～※3はわく組足場の点検表を参照のこと

表 2-29 足場の組立て後等の点検表(つり棚足場の例) ②

点検項目	点検内容	良否	補修内容(補修方法)	是正日	点検者確認
振れ止め	25 つり棚足場は、鉄骨柱より振れ止めが取られているか				
部材の緊結部	26 緊結金具による緊結部は、所定の締め付けトルクで緊固に緊結されているか				
	27 各部材間の緊結部にゆるみはないか				
安全ネット等	28 つり棚足場の下部全面に安全ネットが張られているか				
	29 つり棚足場の外部には、建築工事用垂直ネットが張られているか				
落下防止措置 幅木(より安全 な措置) メッシュシート 防網	30 幅木、防網等は計画通りか				
	31 幅木等は取り外されていないか				
32 幅木は脚柱に確実に取り付けられているか	33 防網のつり綱は確実に緊結されているか				
	34 安全帯を安全に取り付けるための設備等※2を設け、労働者に安全帯を使用させているか				
35 作業の必要上、臨時に手すり等を取り外す場合、関係労働者以外の労働者を立ち入らせないこととしているか	36 手すり等を取り外した場合は、直ちに原状に戻しているか				
	37 作業開始前に、墜落防止設備に関する点検を実施しているか				
38 足場の組立て等作業主任者であって、足場の組立て等作業主任者能力向上教育を受講している者等の十分な知識、経験を有する者※3が点検しているか	39 強風、大雨、大雪等の悪天候若しくは中震以上の地震の後、異常を認めたときは、直ちに補修しているか				
	40 最大積載荷重は表示されているか				
41 特別教育を受けた労働者が足場の組立て等の業務を実施したか					

166 図 2-108 (赤枠を部分を修正)

166 図 2-108

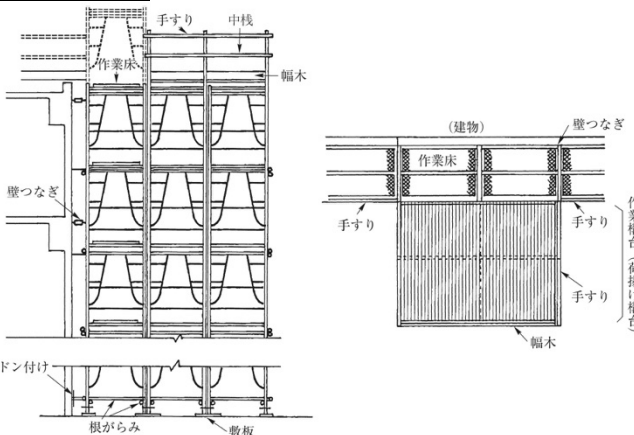


図 2-108 作業構台(荷揚げ構台)組立て後の点検箇所)の例

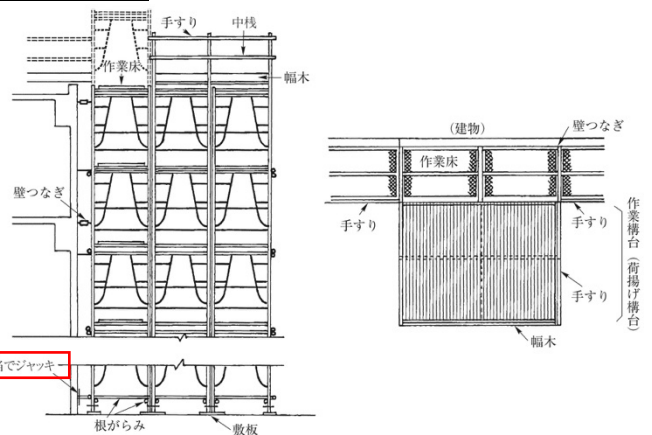


図 2-108 作業構台(荷揚げ構台)組立て後の点検箇所)の例

167 表 2-30 (赤枠部分を変更)

167 表 2-30

下接及び上接より安全な措置	18 高さ15～40cmの位置に下接、及び上接を設置しているか				
	19 壁わくの脚柱等に固定されているか				

わく組の連げ	20 最上層及び9層以内ごと水平つなぎが設けられているか				
	21 水平つなぎは、わく組方向5わく以内ごとに、交差部かい方向4スパン以内ごとに設けられているか				
	22 水平つなぎを設けた層全面に床付きわくが設けられているか				
	23 水平つなぎを設けたわく組方向の同一垂直面には5層以下5わく以内ごとに交差二方向に次層かきにより連げ一体化されているか				

(旧版) 改訂5版 (令和5年8月7日)			(新版) 改訂6版 (令和6年1月10日)																																																									
頁	箇所	内容	頁	箇所	内容																																																							
168	表 2-30 ②	(赤枠部分を変更)	168	表 2-30 ②																																																								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>点検項目</th> <th>点検内容</th> <th>良否</th> <th>補修内容(補修方法)</th> <th>是正日</th> <th>点検者確認</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">わく幅の運けい</td> <td>20 最上層及び5層以内ごと水平つなぎが設けられているか</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>21 水平つなぎは、わく(面方向)3わく以内ごとに、交き筋かい方向4スパン以内ごとに設けられているか</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>22 水平つなぎを設けた層全面に床付きわくが設けられているか</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>23 水平つなぎを設けたわく面方向の同一垂直面には5層以下5わく以内ごとに交き二方向に大筋かいにより運けい一体化されているか</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>24 床付きわくは、幅40cm以上、最上層と上層との隙間は12cm未満としているか</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>25 特別教育を受けた労働者が足場の組立て等の業務を実施したか</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※1～※3はわく組足場の点検表を参照のこと</p>			点検項目	点検内容	良否	補修内容(補修方法)	是正日	点検者確認	わく幅の運けい	20 最上層及び5層以内ごと水平つなぎが設けられているか					21 水平つなぎは、わく(面方向)3わく以内ごとに、交き筋かい方向4スパン以内ごとに設けられているか					22 水平つなぎを設けた層全面に床付きわくが設けられているか					23 水平つなぎを設けたわく面方向の同一垂直面には5層以下5わく以内ごとに交き二方向に大筋かいにより運けい一体化されているか					24 床付きわくは、幅40cm以上、最上層と上層との隙間は12cm未満としているか					25 特別教育を受けた労働者が足場の組立て等の業務を実施したか					<table border="1"> <thead> <tr> <th>点検項目</th> <th>点検内容</th> <th>良否</th> <th>補修内容(補修方法)</th> <th>是正日</th> <th>点検者確認</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>24</td> <td>床付きわくは、幅40cm以上、最上層と上層との隙間は12cm</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>25</td> <td>特別教育を受けた労働者が足場の組立て等の業務を実施したか</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>			点検項目	点検内容	良否	補修内容(補修方法)	是正日	点検者確認	24	床付きわくは、幅40cm以上、最上層と上層との隙間は12cm					25	特別教育を受けた労働者が足場の組立て等の業務を実施したか				
点検項目	点検内容	良否	補修内容(補修方法)	是正日	点検者確認																																																							
わく幅の運けい	20 最上層及び5層以内ごと水平つなぎが設けられているか																																																											
	21 水平つなぎは、わく(面方向)3わく以内ごとに、交き筋かい方向4スパン以内ごとに設けられているか																																																											
	22 水平つなぎを設けた層全面に床付きわくが設けられているか																																																											
	23 水平つなぎを設けたわく面方向の同一垂直面には5層以下5わく以内ごとに交き二方向に大筋かいにより運けい一体化されているか																																																											
	24 床付きわくは、幅40cm以上、最上層と上層との隙間は12cm未満としているか																																																											
25 特別教育を受けた労働者が足場の組立て等の業務を実施したか																																																												
点検項目	点検内容	良否	補修内容(補修方法)	是正日	点検者確認																																																							
24	床付きわくは、幅40cm以上、最上層と上層との隙間は12cm																																																											
25	特別教育を受けた労働者が足場の組立て等の業務を実施したか																																																											
169	表 2-31 (赤枠部分を変更)		169	表 2-31																																																								
<table border="1"> <tbody> <tr> <td rowspan="3">落下物防止用 幅木</td> <td>13 幅木(高さ10cm以上)は計画通りか</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>14 幅木等は取り外されていないか</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>15 幅木は支柱に確実に取り付けられているか</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>			落下物防止用 幅木	13 幅木(高さ10cm以上)は計画通りか					14 幅木等は取り外されていないか					15 幅木は支柱に確実に取り付けられているか					<table border="1"> <tbody> <tr> <td rowspan="3">落下物防止用 幅木</td> <td>13 幅木(高さ10cm以上)は計画通りか</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>14 幅木等は取り外されていないか</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>15 幅木は支柱に確実に取り付けられているか</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>			落下物防止用 幅木	13 幅木(高さ10cm以上)は計画通りか					14 幅木等は取り外されていないか					15 幅木は支柱に確実に取り付けられているか																											
落下物防止用 幅木	13 幅木(高さ10cm以上)は計画通りか																																																											
	14 幅木等は取り外されていないか																																																											
	15 幅木は支柱に確実に取り付けられているか																																																											
落下物防止用 幅木	13 幅木(高さ10cm以上)は計画通りか																																																											
	14 幅木等は取り外されていないか																																																											
	15 幅木は支柱に確実に取り付けられているか																																																											
173	下から 1行目	① 作業者に対し、作業場所、作業内容、作業工程及び作業手順(作業手順書)をできるだけ組立図等を用いて説明し、 <u>作業を行うときの不安全な作業になりやすい点について、注意事項を指示する。</u>	173	下から 1行目	① 作業者に対し、作業場所、作業内容、作業工程及び作業手順(作業手順書)をできるだけ組立図等を用いて説明し、 <u>安全に作業を行うにあたっての注意事項を指示する。</u>																																																							

(旧版) 改訂5版(令和5年8月7日)			(新版) 改訂6版(令和6年1月10日)		
頁	箇所	内容	頁	箇所	内容
176	上から 4行目	<p>イ <u>足場部材をブロック化し、上げ、下ろしするときは飛来落下の危険性が高いので、つり下げ用の治具を適切に使用する。</u></p> <p>⑦ 作業者の不安全行動等の監視 作業者の不安全行動、作業用設備の不安全状態、作業方法の誤り等の発見に努め、不適切な場合にはその場で<u>直させる。</u></p> <p>⑧ 夜間作業を行わなければならない場合の安全管理事項 作業に必要な照度を確保するため、照明器具の必要数量と配置方法を事前に<u>考慮しておく。また、開口部等が確認できるように照明方法についても注意する。</u></p> <p>(5) 変更作業を行うときの措置</p> <p>① 作業主任者は、設計、施工の計画の変更等により、足場及び付帯設備の<u>模様替え</u>が必要となった場合、職長及び工事責任者と現場等において変更計画を打ち合わせる。</p> <p>② 本体工事の進行に伴い、足場の組立て等の作業計画の変更が必要になったときは、すみやかに工事責任者に計画変更の内容の<u>承認</u>を受ける。</p> <p>③ 足場の組立て等の作業者に、その計画の変更内容を連絡し、現場等において作業方法を指示する。</p> <p>④ 安全作業打合せ等で、他職種の工事関係者に<u>その計画の変更内容を連絡し、他職種の作業</u>者への周知を要請する。</p>	176	上から 4行目	<p>イ <u>足場部材の上げ下ろしでは、交差筋かい、単管パイプ等の抜け落ちやすい部材については、部材ごとに結束し、また、小物類は、つり袋等を用いる。</u></p> <p>⑦ 作業者の不安全行動等の監視 作業者の不安全行動、作業用設備の不安全状態、作業方法の誤り等の発見に努め、不適切な場合にはその場で<u>是正指示</u>する。</p> <p>⑧ 夜間作業を行わなければならない場合の安全管理事項 作業に必要な照度を確保するため、照明器具の必要数量と配置方法を事前に<u>検討</u>しておく。また、開口部等が確認できるように照明方法についても注意する。</p> <p>(5) 変更作業を行うときの措置</p> <p>① 作業主任者は、設計、施工の計画の変更等により、足場及び付帯設備の<u>盛替え</u>が必要となった場合、職長及び工事責任者と現場等において変更計画を打ち合わせる。</p> <p>② 本体工事の進行に伴い、足場の組立て等の作業計画の変更が必要になったときは、すみやかに工事責任者に計画変更の内容について<u>承認</u>を受ける。</p> <p>③ 足場の組立て等の作業者に、その計画の変更内容を連絡し、現場等において作業方法を指示する。</p> <p>④ 安全作業打合せ等で、他職種の工事関係者に<u>作業計画の変更内容を連絡し、他職種の作業</u>者への周知を要請する。</p>
176	下から 2行目	<p><u>平成27年7月施行の労働安全衛生規則の一部改正により、作業主任者の選任の対象でない2m以上～5m未満の構造の足場の組立て、解体又は変更の作業において、事業者は次の措置を講じなければならない。</u></p>	176	下から 2行目	<p>作業主任者の選任の対象でない2m以上～5m未満の構造の足場の組立て、解体又は変更の作業において、事業者は次の措置を講じなければならない。</p>

(旧版) 改訂5版 (令和5年8月7日)			(新版) 改訂6版 (令和6年1月10日)		
頁	箇所	内容	頁	箇所	内容
178	上から5行目	安全施工サイクルは、現場の作業行程（毎日・毎週・毎月・随時）の中に、それぞれに対応した施工管理と安全衛生管理を組み込んで、施工と安全の一体的な推進を図るものであり、安全に、 <u>良く、早く、安く</u> 、しかも無事故・無災害で工事を完成させることを目的としている。	178	上から5行目	安全施工サイクルは、現場の作業行程（毎日・毎週・毎月・随時）の中に、それぞれに対応した施工管理と安全衛生管理を組み込んで、施工と安全の一体的な推進を図るものであり、安全に、 <u>良い物を、適正な工期、適正な価格で</u> 、工事を完成させることを目的としている。
178	図3-7	(赤枠を部分を修正)	178	図3-7	
<p>図3-7 毎日の安全施工サイクルの主な実施事項</p>			<p>図3-7 毎日の安全施工サイクルの主な実施事項</p>		

(旧版) 改訂5版 (令和5年8月7日)	(新版) 改訂6版 (令和6年1月10日)
----------------------	-----------------------

頁	箇所	内容	頁	箇所	内容
180	表 3-1	(赤枠を部分を修正)	180	表 3-1	

表3-1 安全工程打合せにあたっての現場の事前チェック項目例

区 分	チェック項目
①作業内容	a 事前に打合せた事項と相違点がないか。 b 作業方法・手順に問題はないか。 c 全工程、後工程での問題はないか。 d 安全作業上、特に留意することはないか。(危険の洗出し)
②作業時間	a 作業の開始、終了の時間に問題はないか。 b 予定の作業が時間内に終わるか。時間的に余裕があるか。 c 作業手順のなかで時間に制限のあるものがあるか。
③作業場所	a 作業場所に問題はないか。他の職種・作業と競合していないか。 b 作業範囲に制限はあるか。(架空電線等) c 立入禁止の範囲と措置、標示は適切か。
④作業者	a 作業人数に問題はないか。 b 有資格者を適正に配置できるか。 c 健康状態に問題はないか。 d 服装、保護具に問題はないか。
⑤作業環境	a 換気の問題はないか。 b 騒音、粉じん対策で問題はないか。 c 温度、照明上の問題はないか。
⑥使用機械	a 作業に適した性能が確保されているか。 b 電源等に問題はないか。 c 使用場所、設置場所に問題はないか。(地盤等)
⑦使用仮設設備	a 作業を行うのに問題はないか。 b 使用時に注意することはないか。(積載量、使用期間等)
⑧作業量	a 作業量に問題はないか。 b 作業量不足の場合に問題が出てくるか。
⑨輻輳作業	a 上下作業になっていないか。 b 使用機械の輻輳はあるか。 c 職種間の作業関係で問題はないか。
⑩資材機材	a 材料・機材の数量・材質で問題はないか。 b 仮置き場所、搬入場所、置き方等で問題はないか。
⑪天候	a 天候に左右される作業か。 b 雨天、強風時等の中止基準があるか。 c 作業中止、再開の指示、連絡の方法はよいか。
⑫その他	a 周辺対策 b 廃棄物の処理方法 c 整理・整頓・清潔・清掃の状況

表3-1 安全工程打合せにあたっての現場の事前チェック項目例

区 分	チェック項目
①作業内容	a 事前に打合せた事項と相違点がないか。 b 作業方法・手順に問題はないか。 c 全工程、後工程での問題はないか。 d 安全作業上、特に留意することはないか。(危険の洗出し)
②作業時間	a 作業の開始、終了の時間に問題はないか。 b 予定の作業が時間内に終わるか。時間的に余裕があるか。 c 作業手順のなかで時間に制限のあるものがあるか。
③作業場所	a 作業場所に問題はないか。他の職種・作業と競合していないか。 b 作業範囲に制限はあるか。(架空電線等) c 立入禁止の範囲と措置、標示は適切か。
④作業者	a 作業人数に問題はないか。 b 有資格者を適正に配置できるか。 c 健康状態に問題はないか。(健康KY：睡眠、食事、体調) d 服装、保護具に問題はないか。
⑤作業環境	a 換気の問題はないか。 b 騒音、粉じん対策で問題はないか。 c 温度、照明上の問題はないか。
⑥使用機械	a 作業に適した性能が確保されているか。 b 電源等に問題はないか。 c 使用場所、設置場所に問題はないか。(地盤等)
⑦使用仮設設備	a 作業を行うのに問題はないか。 b 使用時に注意することはないか。(積載量、使用期間等)
⑧作業量	a 作業量に問題はないか。 b 作業量不足の場合に問題が出てくるか。
⑨輻輳作業	a 上下作業になっていないか。 b 使用機械の輻輳はあるか。 c 職種間の作業関係で問題はないか。
⑩資材機材	a 材料・機材の数量・材質で問題はないか。 b 仮置き場所、搬入場所、置き方等で問題はないか。
⑪天候	a 天候に左右される作業か。 b 雨天、強風時等の中止基準があるか。 c 作業中止、再開の指示、連絡の方法はよいか。
⑫その他	a 周辺対策 b 廃棄物の処理方法 c 整理・整頓・清潔・清掃の状況

187	表 3-5	(赤枠を部分を修正)	187	表 3-5	
-----	-------	------------	-----	-------	--

表3-5 作業手順と過去の災害の情報の例

主なステップ	急 所	危険性又は有害性の特定	過去の同種災害の発生状況	重篤度	可能性の度合	見積り	優先度 (リスクレベル)
3層目の建わくを組み立てる	・親網を使用しながら ・端部より随時中央へ ・アームロックを取り付け	・振り直し中、他の建わくに接触し、バランスを崩し墜落する	・3か月前に3層目の作業床上でバランスを崩し墜落した(死亡災害) ・過去1年間で不労災害2件、ヒヤリハット5件				

表3-5 作業手順と過去の災害の情報の例

主なステップ	急 所	危険性又は有害性の特定	過去の同種災害の発生状況	重篤度	可能性の度合	評価 優先度	優先度 (リスクレベル)
3層目の建わくを組み立てる	・親網を使用しながら ・端部より随時中央へ ・アームロックを取り付け	・振り直し中、他の建わくに接触し、バランスを崩し墜落する	・3か月前に3層目の作業床上でバランスを崩し墜落した(死亡災害) ・過去1年間で不労災害2件、ヒヤリハット5件				

(旧版) 改訂5版(令和5年8月7日)

(新版) 改訂6版(令和6年1月10日)

頁	箇所	内容
188	表 3-7	(赤枠を部分を修正)

頁	箇所	内容
188	表 3-7	

表3-8 見積り結果と優先度(リスクレベル)の対応表

主なステップ	急 所	危険性又は有害性の特定	過去の同種災害の発生状況	重篤度	可能性の度合	見積り	優先度	リスクレベル
3層目の建わくを組み立てる	・親綱を使用しながら ・端部より随時中央へ ・アームロックを取り付け	・振り回し中、他の建わくに接触し、バランスを崩し墜落する	・3か月前に3層目の作業床上でバランスを崩し墜落した(死亡災害) ・過去1年間で不体災害2件、ヒヤリハット5件	3	3	6	5	5

表3-8 見積り結果と優先度(リスクレベル)の対応表

主なステップ	急 所	危険性又は有害性の特定	過去の同種災害の発生状況	重篤度	可能性の度合	見積り	優先度	リスクレベル
3層目の建わくを組み立てる	・親綱を使用しながら ・端部より随時中央へ ・アームロックを取り付け	・振り回し中、他の建わくに接触し、バランスを崩し墜落する	・3か月前に3層目の作業床上でバランスを崩し墜落した(死亡災害) ・過去1年間で不体災害2件、ヒヤリハット5件	3	3	6	5	5

190 表 3-9 (赤枠を部分を修正)

190 表 3-9

表3-9 見積り結果と優先度の対応表(例)

主なステップ	急 所	危険性又は有害性の特定	過去の同種災害発生状況	重篤度	可能性の度合	見積り	優先度	リスクの再見積り
3層目の建わくを組み立てる (交差筋かい及び下取を取り付ける作業)	・親綱を使用しながら ・端部より随時中央へアームロックを取り付け	・振り回し中、他の建わくに接触し、バランスを崩し墜落する	・3か月前に3層目の作業床上でバランスを崩し墜落した(死亡災害) ・過去1年間で不体災害2件、ヒヤリハット5件	3	3	6	5	2
		対策の候補	採用するリスク低減措置			優先度	見積り	リスクレベル
		候補1 交差筋かいに下取及び上取を加えた機能を有する欄置型の手すり先行工法を採用する	候補2 手すり先行工法(先送り式)を採用する			3	3	3
		候補3 安全な作業手順書を作成し周知させる	候補4 表面や内側の構面への墜落防止のためハネス型の安全带を使用する。			3	3	2

表3-9 見積り結果と優先度の対応表(例)

主なステップ	急 所	危険性又は有害性の特定	過去の同種災害発生状況	重篤度	可能性の度合	見積り	優先度	リスクの再見積り
3層目の建わくを組み立てる (交差筋かい及び下取を取り付ける作業)	・親綱を使用しながら ・端部より随時中央へアームロックを取り付け	・振り回し中、他の建わくに接触し、バランスを崩し墜落する	・3か月前に3層目の作業床上でバランスを崩し墜落した(死亡災害) ・過去1年間で不体災害2件、ヒヤリハット5件	3	3	6	5	2
		対策の候補	採用するリスク低減措置			優先度	見積り	リスクレベル
		候補1 交差筋かいに下取及び上取を加えた機能を有する欄置型の手すり先行工法を採用する	候補2 手すり先行工法(先送り式)を採用する			3	3	3
		候補3 安全な作業手順書を作成し周知させる	候補4 表面や内側の構面への墜落防止のためハネス型の安全带を使用する。			3	3	2

作業標準又は作業手順書へ反映させる。作業条件や周辺環境が変われば再びリスクアセスメントを行うこと。

作業標準又は作業手順書へ反映させる。作業条件や周辺環境が変われば再びリスクアセスメントを行うこと。

190 図 3-11 (赤枠を部分を修正)

190 図 3-11

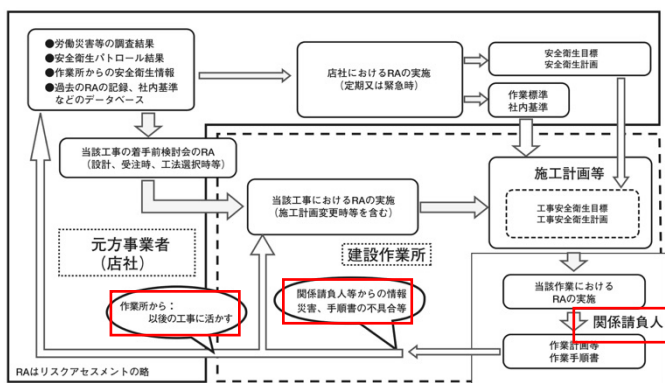


図3-11 リスクアセスメントを適用した作業手順書の見直し概念図

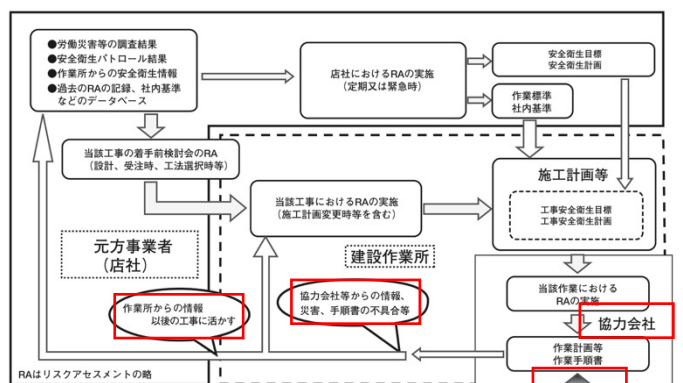


図3-11 リスクアセスメントを適用した作業手順書の見直し概念図

(旧版) 改訂 5 版 (令和 5 年 8 月 7 日)																				
頁	箇所	内 容																		
194	図 3-13	(赤枠を部分を修正)																		
従来の作業手順書の例																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th>作業の手順</th> <th>要点・急所</th> <th>注意事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>準備作業 1 作業前のミーティングを行う (記録する)</td> <td>・新規入場者のチェックをする ・当日の各自の健康状態をチェックする ・作業の分担を決め、方法、手順を全員で確認する ・各自作業前に安全確認の上作業を行う ・高所作業における適正配置</td> <td>・氏名、年齢、住所、既往症 ・高齢者、年少者は配置しない</td> </tr> </tbody> </table>			作業の手順	要点・急所	注意事項	準備作業 1 作業前のミーティングを行う (記録する)	・新規入場者のチェックをする ・当日の各自の健康状態をチェックする ・作業の分担を決め、方法、手順を全員で確認する ・各自作業前に安全確認の上作業を行う ・高所作業における適正配置	・氏名、年齢、住所、既往症 ・高齢者、年少者は配置しない												
作業の手順	要点・急所	注意事項																		
準備作業 1 作業前のミーティングを行う (記録する)	・新規入場者のチェックをする ・当日の各自の健康状態をチェックする ・作業の分担を決め、方法、手順を全員で確認する ・各自作業前に安全確認の上作業を行う ・高所作業における適正配置	・氏名、年齢、住所、既往症 ・高齢者、年少者は配置しない																		
↓																				
リスクアセスメントを取り入れた作業手順書の例																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th>作業工程</th> <th>作業の順序</th> <th>危険有害要因の特定 (予想される災害要因)</th> <th>重篤度</th> <th>可能性</th> <th>評価点</th> <th>評価値</th> <th>危険有害要因の除去・低減のための実施すべき事項の特定 (防止対策)</th> <th>誰が</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 準備作業</td> <td>1 作業前のミーティング等 ・新規入場者のチェックをする (氏名、年齢、住所、既往症等) ・当日の各自の健康状態をチェックする ・高所作業における適正配置 ・作業の分担を決め、方法、手順を全員で確認する ・各自作業前に安全確認のうえ作業を行う</td> <td>・高齢者、年少者以外を配置する ・混在作業</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>5</td> <td>ランク 4</td> <td>・安全打合せでの調整、決定事項を全員に周知する ・作業の範囲、方法、手順、安全対策等を確認する</td> <td>作業主任者</td> </tr> </tbody> </table>			作業工程	作業の順序	危険有害要因の特定 (予想される災害要因)	重篤度	可能性	評価点	評価値	危険有害要因の除去・低減のための実施すべき事項の特定 (防止対策)	誰が	1 準備作業	1 作業前のミーティング等 ・新規入場者のチェックをする (氏名、年齢、住所、既往症等) ・当日の各自の健康状態をチェックする ・高所作業における適正配置 ・作業の分担を決め、方法、手順を全員で確認する ・各自作業前に安全確認のうえ作業を行う	・高齢者、年少者以外を配置する ・混在作業	2	3	5	ランク 4	・安全打合せでの調整、決定事項を全員に周知する ・作業の範囲、方法、手順、安全対策等を確認する	作業主任者
作業工程	作業の順序	危険有害要因の特定 (予想される災害要因)	重篤度	可能性	評価点	評価値	危険有害要因の除去・低減のための実施すべき事項の特定 (防止対策)	誰が												
1 準備作業	1 作業前のミーティング等 ・新規入場者のチェックをする (氏名、年齢、住所、既往症等) ・当日の各自の健康状態をチェックする ・高所作業における適正配置 ・作業の分担を決め、方法、手順を全員で確認する ・各自作業前に安全確認のうえ作業を行う	・高齢者、年少者以外を配置する ・混在作業	2	3	5	ランク 4	・安全打合せでの調整、決定事項を全員に周知する ・作業の範囲、方法、手順、安全対策等を確認する	作業主任者												
<p>図 3-13 従来の作業手順書とリスクアセスメントを取り入れた作業手順書との比較の例</p>																				

(新版) 改訂 6 版 (令和 6 年 1 月 10 日)																				
頁	箇所	内 容																		
194	図 3-13																			
従来の作業手順書の例																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th>作業の手順</th> <th>要点・急所</th> <th>注意事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>準備作業 1 作業前のミーティングを行う (記録する)</td> <td>・新規入場者のチェックをする ・当日の各自の健康状態をチェックする ・作業の分担を決め、方法、手順を全員で確認する ・各自作業前に安全確認の上作業を行う ・高所作業における適正配置</td> <td>・氏名、年齢、住所、既往症 ・高齢者、年少者は配置しない</td> </tr> </tbody> </table>			作業の手順	要点・急所	注意事項	準備作業 1 作業前のミーティングを行う (記録する)	・新規入場者のチェックをする ・当日の各自の健康状態をチェックする ・作業の分担を決め、方法、手順を全員で確認する ・各自作業前に安全確認の上作業を行う ・高所作業における適正配置	・氏名、年齢、住所、既往症 ・高齢者、年少者は配置しない												
作業の手順	要点・急所	注意事項																		
準備作業 1 作業前のミーティングを行う (記録する)	・新規入場者のチェックをする ・当日の各自の健康状態をチェックする ・作業の分担を決め、方法、手順を全員で確認する ・各自作業前に安全確認の上作業を行う ・高所作業における適正配置	・氏名、年齢、住所、既往症 ・高齢者、年少者は配置しない																		
↓																				
リスクアセスメントを取り入れた作業手順書の例																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th>作業工程</th> <th>作業の順序</th> <th>危険性又は有害性の洗い出し (予想される災害要因)</th> <th>重篤度</th> <th>可能性の割合</th> <th>評価値</th> <th>優先度</th> <th>リスク低減措置 (危険性又は有害性の防止対策)</th> <th>誰が</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 準備作業</td> <td>1 作業前のミーティング等 ・新規入場者のチェックをする (氏名、年齢、住所、既往症等) ・当日の各自の健康状態をチェックする ・高所作業における適正配置 ・作業の分担を決め、方法、手順を全員で確認する ・各自作業前に安全確認のうえ作業を行う</td> <td>・高齢者、年少者以外を配置する ・混在作業</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>5</td> <td>4</td> <td>・安全打合せでの調整、決定事項を全員に周知する ・作業の範囲、方法、手順、安全対策等を確認する</td> <td>作業主任者</td> </tr> </tbody> </table>			作業工程	作業の順序	危険性又は有害性の洗い出し (予想される災害要因)	重篤度	可能性の割合	評価値	優先度	リスク低減措置 (危険性又は有害性の防止対策)	誰が	1 準備作業	1 作業前のミーティング等 ・新規入場者のチェックをする (氏名、年齢、住所、既往症等) ・当日の各自の健康状態をチェックする ・高所作業における適正配置 ・作業の分担を決め、方法、手順を全員で確認する ・各自作業前に安全確認のうえ作業を行う	・高齢者、年少者以外を配置する ・混在作業	2	3	5	4	・安全打合せでの調整、決定事項を全員に周知する ・作業の範囲、方法、手順、安全対策等を確認する	作業主任者
作業工程	作業の順序	危険性又は有害性の洗い出し (予想される災害要因)	重篤度	可能性の割合	評価値	優先度	リスク低減措置 (危険性又は有害性の防止対策)	誰が												
1 準備作業	1 作業前のミーティング等 ・新規入場者のチェックをする (氏名、年齢、住所、既往症等) ・当日の各自の健康状態をチェックする ・高所作業における適正配置 ・作業の分担を決め、方法、手順を全員で確認する ・各自作業前に安全確認のうえ作業を行う	・高齢者、年少者以外を配置する ・混在作業	2	3	5	4	・安全打合せでの調整、決定事項を全員に周知する ・作業の範囲、方法、手順、安全対策等を確認する	作業主任者												
<p>図 3-13 従来の作業手順書とリスクアセスメントを取り入れた作業手順書との比較の例</p>																				

195 表 3-11 (赤枠を部分を修正)								
以下表 3-12 (200 ページまで同じ)								
作業工程	作業の順序	危険性・有害性の洗い出し (予想される災害要因)	重篤度	可能性の割合	見取り	優先度	リスク低減措置 (危険性・有害性の防止対策)	誰が

195 表 3-11								
作業工程	作業の順序	危険性又は有害性の洗い出し (予想される災害要因)	重篤度	可能性の割合	評価値	優先度	リスク低減措置 (危険性又は有害性の防止対策)	誰が

206	上から 2 行目	<p>1. <u>健康自己チェック</u>の実践</p> <p>作業主任者はもとより、作業員は常に良好な心身の状態で作業に取り組めるよう、日頃から自分自身の健康に注意を払う習慣を身につけることが大切である。</p> <p>そのためには、健康診断を受けるとともに、日々の生活全般を通して、自分の健康状態を自分で点検する<u>健康自己チェック</u>が重要である。</p> <p><u>健康自己チェック</u>のポイントは、「睡眠」「食欲」「便秘」「生活習慣」を観察することであり、これが自分自身の健康状態の<u>最もわかりやすい指標</u>である。これらを日常的にチェックすることで、疾病発見のきっかけとなったり、定期健康診断の際の貴重な情報源となる。</p>
-----	-------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

206	上から 2 行目	<p>1. <u>健康 KY</u>の実践</p> <p>作業主任者はもとより、作業員は常に良好な心身の状態で作業に取り組めるよう、日頃から自分自身の健康に注意を払う習慣を身につけることが大切である。</p> <p>そのためには、健康診断を受けるとともに、日々の生活全般を通して、自分の健康状態を自分で点検する<u>健康 KY</u>が重要である。</p> <p><u>健康 KY</u>のポイントは、「睡眠」「食欲」「身体 (体調)」等を<u>チェック</u>することであり、これが自分自身の健康状態の<u>確認</u>となる。これらを日常的にチェックすることで、疾病発見のきっかけとなったり、定期健康診断の際の貴重な情報源となる。</p>
-----	-------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

(旧版) 改訂5版 (令和5年8月7日)			(新版) 改訂6版 (令和6年1月10日)																																																																																																																																																																																																																				
頁	箇所	内容	頁	箇所	内容																																																																																																																																																																																																																		
221	図5-2	(赤枠を部分を修正)	221	図5-2																																																																																																																																																																																																																			
<p>図5-2 作業所における重大災害、事故発生時の緊急通報体制の例</p>			<p>図5-2 作業所における重大災害、事故発生時の緊急通報体制の例</p>																																																																																																																																																																																																																				
237	図5-8	(赤枠を部分を修正)	237	図5-8																																																																																																																																																																																																																			
<p>図5-8 災害事例研究の手順図 (例)</p>			<p>図5-8 災害事例研究の手順図 (例)</p>																																																																																																																																																																																																																				
241	様式-3	(赤枠を部分を修正)	241	様式-3																																																																																																																																																																																																																			
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">問題点番号</th> <th rowspan="2">問題点の内容</th> <th colspan="5">人的要因</th> <th rowspan="2">設備的要素</th> <th rowspan="2">作業的要素</th> <th rowspan="2">管理的要素</th> <th rowspan="2">可能性の発生</th> <th rowspan="2">重篤度</th> <th rowspan="2">詳細</th> <th rowspan="2">根本的問題点</th> <th rowspan="2">年度計画への反映</th> </tr> <tr> <th>元請</th> <th>下請</th> <th>元請</th> <th>下請</th> <th>元請</th> <th>下請</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>12.22</td> <td>職長は、繰り返し作業のための安全指示を省略した。</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>5</td> <td>作業開始前ミーティング、現地KYの毎日執行</td> </tr> <tr> <td>14.32</td> <td>被災者は、午前中は安全帯を使用していたが、午後は使用しなかった。</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>5</td> <td>安全帯使用ルールの徹底</td> </tr> <tr> <td>18.21</td> <td>現場到着の時間が遅れ、職長はKYを実施しなかった。(体録・朝礼も不参加)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>5</td> <td>職長、作業主任者等への再教育</td> </tr> <tr> <td>25</td> <td>職長は、足場解体作業主任者を兼務していた。更に自らも作業員の一人として作業していた。</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>2</td> <td></td> </tr> <tr> <td>29.30</td> <td>職長(作業主任者兼務)は、安全工程打合せ会に出席のため事務所に行き、代行者の指名もせずに現場を離れた。</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>2</td> <td></td> </tr> <tr> <td>31</td> <td>足場の手順を取付たまま、復旧しないで解体に入った。</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>4</td> <td>安全施設を取付たままのルール厳守</td> </tr> </tbody> </table>			問題点番号	問題点の内容	人的要因					設備的要素	作業的要素	管理的要素	可能性の発生	重篤度	詳細	根本的問題点	年度計画への反映	元請	下請	元請	下請	元請	下請	12.22	職長は、繰り返し作業のための安全指示を省略した。											5	作業開始前ミーティング、現地KYの毎日執行	14.32	被災者は、午前中は安全帯を使用していたが、午後は使用しなかった。											5	安全帯使用ルールの徹底	18.21	現場到着の時間が遅れ、職長はKYを実施しなかった。(体録・朝礼も不参加)											5	職長、作業主任者等への再教育	25	職長は、足場解体作業主任者を兼務していた。更に自らも作業員の一人として作業していた。											2		29.30	職長(作業主任者兼務)は、安全工程打合せ会に出席のため事務所に行き、代行者の指名もせずに現場を離れた。											2		31	足場の手順を取付たまま、復旧しないで解体に入った。											4	安全施設を取付たままのルール厳守	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">問題点番号</th> <th rowspan="2">問題点の内容</th> <th colspan="5">人的要因</th> <th rowspan="2">設備的要素</th> <th rowspan="2">作業的要素</th> <th rowspan="2">管理的要素</th> <th rowspan="2">可能性の発生</th> <th rowspan="2">重篤度</th> <th rowspan="2">詳細</th> <th rowspan="2">根本的問題点</th> <th rowspan="2">年度計画への反映</th> </tr> <tr> <th>元請</th> <th>協力会社</th> <th>元請</th> <th>協力会社</th> <th>元請</th> <th>協力会社</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>12.22</td> <td>職長は、繰り返し作業のための安全指示を省略した。</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>5</td> <td>作業開始前ミーティング、現地KYの毎日執行</td> </tr> <tr> <td>14.32</td> <td>被災者は、午前中は安全帯を使用していたが、午後は使用しなかった。</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>5</td> <td>安全帯使用ルールの徹底</td> </tr> <tr> <td>18.21</td> <td>現場到着の時間が遅れ、職長はKYを実施しなかった。(体録・朝礼も不参加)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>5</td> <td>職長、作業主任者等への再教育</td> </tr> <tr> <td>25</td> <td>職長は、足場解体作業主任者を兼務していた。更に自らも作業員の一人として作業していた。</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>2</td> <td></td> </tr> <tr> <td>29.30</td> <td>職長(作業主任者兼務)は、安全工程打合せ会に出席のため事務所に行き、代行者の指名もせずに現場を離れた。</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>2</td> <td></td> </tr> <tr> <td>31</td> <td>足場の手順を取付たまま、復旧しないで解体に入った。</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>4</td> <td>安全施設を取付たままのルール厳守</td> </tr> </tbody> </table>			問題点番号	問題点の内容	人的要因					設備的要素	作業的要素	管理的要素	可能性の発生	重篤度	詳細	根本的問題点	年度計画への反映	元請	協力会社	元請	協力会社	元請	協力会社	12.22	職長は、繰り返し作業のための安全指示を省略した。											5	作業開始前ミーティング、現地KYの毎日執行	14.32	被災者は、午前中は安全帯を使用していたが、午後は使用しなかった。											5	安全帯使用ルールの徹底	18.21	現場到着の時間が遅れ、職長はKYを実施しなかった。(体録・朝礼も不参加)											5	職長、作業主任者等への再教育	25	職長は、足場解体作業主任者を兼務していた。更に自らも作業員の一人として作業していた。											2		29.30	職長(作業主任者兼務)は、安全工程打合せ会に出席のため事務所に行き、代行者の指名もせずに現場を離れた。											2		31	足場の手順を取付たまま、復旧しないで解体に入った。											4	安全施設を取付たままのルール厳守
問題点番号	問題点の内容	人的要因					設備的要素	作業的要素	管理的要素									可能性の発生	重篤度	詳細	根本的問題点	年度計画への反映																																																																																																																																																																																																	
		元請	下請	元請	下請	元請				下請																																																																																																																																																																																																													
12.22	職長は、繰り返し作業のための安全指示を省略した。											5	作業開始前ミーティング、現地KYの毎日執行																																																																																																																																																																																																										
14.32	被災者は、午前中は安全帯を使用していたが、午後は使用しなかった。											5	安全帯使用ルールの徹底																																																																																																																																																																																																										
18.21	現場到着の時間が遅れ、職長はKYを実施しなかった。(体録・朝礼も不参加)											5	職長、作業主任者等への再教育																																																																																																																																																																																																										
25	職長は、足場解体作業主任者を兼務していた。更に自らも作業員の一人として作業していた。											2																																																																																																																																																																																																											
29.30	職長(作業主任者兼務)は、安全工程打合せ会に出席のため事務所に行き、代行者の指名もせずに現場を離れた。											2																																																																																																																																																																																																											
31	足場の手順を取付たまま、復旧しないで解体に入った。											4	安全施設を取付たままのルール厳守																																																																																																																																																																																																										
問題点番号	問題点の内容	人的要因					設備的要素	作業的要素	管理的要素	可能性の発生	重篤度	詳細	根本的問題点	年度計画への反映																																																																																																																																																																																																									
		元請	協力会社	元請	協力会社	元請									協力会社																																																																																																																																																																																																								
12.22	職長は、繰り返し作業のための安全指示を省略した。											5	作業開始前ミーティング、現地KYの毎日執行																																																																																																																																																																																																										
14.32	被災者は、午前中は安全帯を使用していたが、午後は使用しなかった。											5	安全帯使用ルールの徹底																																																																																																																																																																																																										
18.21	現場到着の時間が遅れ、職長はKYを実施しなかった。(体録・朝礼も不参加)											5	職長、作業主任者等への再教育																																																																																																																																																																																																										
25	職長は、足場解体作業主任者を兼務していた。更に自らも作業員の一人として作業していた。											2																																																																																																																																																																																																											
29.30	職長(作業主任者兼務)は、安全工程打合せ会に出席のため事務所に行き、代行者の指名もせずに現場を離れた。											2																																																																																																																																																																																																											
31	足場の手順を取付たまま、復旧しないで解体に入った。											4	安全施設を取付たままのルール厳守																																																																																																																																																																																																										
258	下から3行目	第561条の2(本足場の使用)	258	下から3行目	第561条の2(本足場の使用) ※[施行日令和6年4月1日]																																																																																																																																																																																																																		
274	1行目	2. 労働安全衛生規則の一部を改正する省令の施行について	274	1行目	2. 足場からの墜落・転落災害防止の充実に係る労働安全衛生規則の一部を改正する省令の施行について																																																																																																																																																																																																																		

(旧版) 改訂5版(令和5年8月7日)			(新版) 改訂6版(令和6年1月10日)		
頁	箇所	内 容	頁	箇所	内 容
274 ↳ 285	2行目 以降	<u>基発0331第9号</u> <u>平成27年3月31日</u> (右記の基発に全文差し替え)	274 ↳ 276	2行目 以降	<u>基発0314第2号</u> <u>令和5年3月14日</u>
287	上から 5行目	なお、関係事業者団体には別添のとおり要請していることを申し添える。	278	上から 5行目	なお、関係事業者団体には別添 <u>(省略)</u> のとおり要請していることを申し添える。
294	上から 12行目	第 <u>4</u> 各主体における留意事項	285	上から 13行目	第 <u>3</u> 各主体における留意事項
297	下から 1行目	(3) 作業開始前の点検は職長等当該足場を使用する労働者の責任者から指名すること。	288	下から 1行目	(3) 作業開始前の点検は職長等当該足場を使用する労働者の責任者から指名すること。 <u>足場等の種類別点検チェックリスト</u> <u>— () 足場用 —</u> <u>(以下省略)</u>
298	1行目	4. <u>足場の組立て等業務に係る特別教育規程</u> <u>安全衛生特別教育規程(昭和47年労働省</u> <u>告示第92号)(抄)</u>	289	1行目	4. <u>安全衛生特別教育規程(昭和47年労働省</u> <u>告示第92号)(抄)</u>